



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 1 日 (金)
号外第 73 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (46) (人事企画課) 4
	鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則 (47) (業務効率推進課) 6
	鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (48) (住宅政策課) 36

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成23年7月の組織改正に伴い、防災監及び医療政策監の職を廃止する改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の職を廃止する。

防災監、医療政策監

(2) 施行期日は、平成23年7月1日とする。

鳥取県行政組織規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、未来づくり推進局及び危機管理局を設置するほか、福祉保健部内に子育て王国推進局及び健康医療局を設置し、それらの内部組織及び所掌事務を定める等、本庁の局等及び課等の整備を行うとともに、統轄監の職務を定める等県の行政組織を改める。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

(ア) 統轄監を未来づくり推進局に再編し、県政推進課を廃止し、未来戦略課及び鳥取力創造課を新設し、総務課を総務部に移管し、県民課を総務部から移管する。

(イ) 防災局を危機管理局に再編し、防災課、危機管理課及び消防課を廃止し、危機管理政策課、危機対策・情報課及び消防防災課を新設する。

(ウ) 福祉保健部の子育て支援総室を子育て王国推進局に再編し、子ども発達支援課を移管し、子育て応援室を子育て応援課に、家庭福祉室を青少年・家庭課に改める。

(エ) 福祉保健部に健康医療局を新設し、健康政策課、医療政策課及び医療指導課を置く。

(オ) 企画部地域づくり支援局移住定住促進課及び中山間地域振興課を中山間振興・定住促進課に統合する。

(カ) 企画部青少年・文教課の所掌事務から青少年に関する事項を福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課に移管し、企画部教育・学術振興課に改める。

(キ) 企画部地域づくり支援局協働連携推進課を廃止し、その所掌事務を未来づくり推進局鳥取力創造課に移管する。

(ク) 商工労働部経済通商総室企画調査室を廃止し、その所掌事務を商工労働部商工政策室に移管する。

(ケ) 統轄監の職務を新たに定める。

イ 附属機関に関する事項

(ア) 鳥取県防災会議の庶務担当機関を危機管理政策課（現行 防災課）に変更する。

(イ) 鳥取県国民保護協議会の庶務担当機関を危機対策・情報課（現行 危機管理課）に変更する。

(ウ) 鳥取県救急搬送高度化推進協議会の庶務担当機関を消防防災課（現行 消防課）及び健康医療局医療政策課（現行 医療政策課）に変更する。

(エ) 鳥取県青少年問題協議会の庶務担当機関を子育て王国推進局青少年・家庭課（現行 青少年・文教課）に変更する。

(オ) 鳥取県私立学校審議会の庶務担当機関を教育・学術振興課（現行 青少年・文教課）及び子育て王国推進局子育て応援課（現行 子育て支援総室）に変更する。

(カ) 鳥取県医療審議会及び鳥取県准看護師試験委員の庶務担当機関を健康医療局医療政策課（現行 医療政策課）に変更する。

(キ) 鳥取県国民健康保険審査会、鳥取県後期高齢者医療審査会及び鳥取県麻薬中毒審査会の庶務担当機

関を健康医療局医療指導課（現行 医療指導課）に変更する。

（ク） 鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会の庶務担当機関を健康医療局健康政策課（現行 健康政策課）に変更する。

ウ その他

内部組織、所掌事務、附属機関、職制等について所要の規定の整備を行う。

（2） 鳥取県庁舎管理規則の一部改正

警察本部庁舎以外の本庁の庁舎の庁舎管理者を総務部長（現行 統轄監）をもって充てることとする。

（3） 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

公の意思の形成への参画に携わる職に統轄監を加える。

（4） 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に、統轄監が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務を加える。

（5） 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年7月1日とする。

イ 次の規則について、（1）に伴う所要の規定の整備を行う。

（ア） 鳥取県消防顕彰金条例施行規則

（イ） 鳥取県予算規則

（ウ） 鳥取県公報発行規則

（エ） 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則

（オ） 鳥取県個人情報保護審議会規則

（カ） 鳥取県個人情報保護条例施行規則

（キ） 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（ク） 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

（ケ） 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則

（コ） 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則

（サ） 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則

（シ） 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則

（ス） 鳥取県会計規則

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県建築基準法施行条例の一部が改正され、一定の要件を満たす区域において、建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の適用の特例を認める制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

（1） 一定の要件を満たす区域における建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の適用の特例の承認申請に必要な申請書の添付書類を定める。

（2） （1）の申請書等の提出先を定める。

（3） 施行期日は、平成23年7月1日とする。

規 則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、<u>防災監、医療政策監</u>、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導</p>

理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安全管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安全管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示及び追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 地方機関	第4章 地方機関
第1節及び第2節 略	第1節及び第2節 略
第3節 <u>危機管理局の所管に属する機関</u>	第3節 <u>防災局の所管に属する機関</u>
第1款及び第2款 略	第1款及び第2款 略
第4節及び第5節 略	第4節及び第5節 略
第6節 福祉保健部の所管に属する機関	第6節 福祉保健部の所管に属する機関
第1款及び第2款 略	第1款及び第2款 略
第3款 身体障害者更生相談所(第53条・第54条)	第3款 <u>福祉人材研修センター(第53条・第54条)</u>
第4款 知的障害者更生相談所(第55条・第56条)	第4款 身体障害者更生相談所(第55条・第56条)
第5款 障害者支援施設(第57条・第58条)	第5款 知的障害者更生相談所(第57条・第58条)
第6款 障害者体育センター(第59条・第60条)	第6款 障害者支援施設(第59条・第60条)
	第7款 障害者体育センター(第61条・第62条)

条)

- 第7款 養護老人ホーム(第61条・第62条)
- 第8款 福祉人材研修センター(第63条・第64条)
- 第9款 保育専門学院(第65条 第67条)
- 第10款 鳥取砂丘こどもの国(第68条・第69条)
- 第11款 福祉相談センター(第70条 第72条)
- 第12款 児童相談所(第73条 第75条)
- 第13款 婦人相談所(第76条・第77条)
- 第14款 児童自立支援施設(第78条 第80条)

- 第15款 知的障害児施設(第81条 第83条)
- 第16款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(第84条 第86条)
- 第17款 看護師等養成施設(第87条 第89条)
- 第18款 歯科衛生専門学校(第90条・第91条)
- 第19款 精神保健福祉センター(第92条 第94条)

第7節 生活環境部の所管に属する機関

- 第1款 食肉衛生検査所(第95条 第97条)
- 第2款 交通事故相談所(第98条・第99条)

- 第3款 氷ノ山自然ふれあい館(第100条・第101条)

第8節～第14節 略

第5章 略

附則

(部局等及び局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局等は、次のとおりである。

- 未来づくり推進局
- 危機管理局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部

条)

- 第8款 知的障害児施設(第63条 第65条)
- 第9款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設(第66条 第68条)
- 第10款 養護老人ホーム(第69条 第72条)

- 第11款 福祉相談センター(第73条 第75条)
- 第12款 児童相談所(第76条 第78条)
- 第13款 婦人相談所(第79条・第80条)
- 第14款 児童自立支援施設(第81条 第83条)
- 第15款 保育専門学院(第84条 第86条)
- 第16款 鳥取砂丘こどもの国(第87条・第88条)

- 第17款 看護師等養成施設(第89条 第91条)
- 第18款 歯科衛生専門学校(第92条・第93条)
- 第19款 精神保健福祉センター(第94条 第96条)

第7節 生活環境部の所管に属する機関

- 第1款 食肉衛生検査所(第97条 第99条)
- 第2款 交通事故相談所(第100条・第100条の2)

- 第3款 氷ノ山自然ふれあい館(第101条・第101条の2)

第8節～第14節 略

第5章 略

附則

(部局等及び局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局等は、次のとおりである。

- 統轄監
- 防災局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部

商工労働部
農林水産部
県土整備部
行政監察監

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	略
企画部	地域づくり支援局
福祉保健部	子育て王国推進局 健康医療局
略	略

(課及び総室内室並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。

部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織
未来づくり推進局		未来戦略課	未来づくり創造担当 とっとり発信担当
		広報課	報道担当 広報担当
		県民課	県民の声担当 草の根自治支援・企画担当 県民参画基本条例担当 情報公開担当
		鳥取力創造課	人財ネットワークづくり担当 協働担当
危機管理局		危機管理政策課	企画担当 津波・豪雪・広域防災対策担当 総務担当
		危機対策・情報課	危機管理担当 原子力防災担当 災害情報センター 訓練担当 情報システム管理担当
		消防防災課	地域防災力担当 消防・保安担当
総務部		総務課	総務企画担当 秘書担当 庁舎管理担当
		財政課	主計員
		政策法務課	法制担当 文書審査担当
		略	

商工労働部
農林水産部
県土整備部
行政監察監

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	略
企画部	地域づくり支援局
略	略

(課及び総室内室並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。

部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織
統轄監		総務課	総務企画担当 秘書担当 庁舎管理担当
		県政推進課	
		広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化担当
防災局		防災課	総務担当 企画担当 情報システム管理担当
		危機管理課	危機管理担当 訓練担当
		消防課	消防担当 保安担当
総務部		財政課	主計員
		政策法務課	法制担当 文書審査担当
		県民課	県民の声担当 草の根自治支援・企画担当 情報公開担当
		略	

	関西本部	企業立地・移住促進チ ム △ 観光・情報発信チ ム △ 販路開拓チーム	
	略		
企画部	略		
	教育・学術振興課	高等教育・学術振興担当 私学振興担当	
	略		
地域づくり支援局	略		
	中山間振興・定住促進課	中山間地域振興担当 移 住定住促進担当	
	略		
文化観光局	略		
	観光政策課	ようこそ運動推進担当 広域連携・情報発信担当	
		まんが王国と っとり推進室	
		山陰海岸世界 ジオパーク推 進室	
	略		
福祉保健部	福祉保健課	総括・人財担当 総務・ 調整担当	
	福祉指導支援室	法人施設指 導担当 保 護・援護担 当	
	略		
	長寿社会課	認知症支援担当 介護保 険担当 施設福祉係	
		地域支え愛推 進室	
子育て王国推進	子育て応援課	子育て王国推進担当 保 育・幼児教育担当 母子 保健担当	
	関西本部	企業立地・産業チ ーム 観光・情報発信チ ーム 販路開拓チーム	
	略		
企画部	略		
	青少年・文教課	青少年担当 高等教育・ 学術振興担当 私学振興 担当	
	略		
地域づくり支援局	略		
	移住定住促進課		
	中山間地域振興課		
	協働連携推進課	地域ネットワークづくり 担当 協働担当	
	略		
文化観光局	略		
	観光政策課	ようこそ鳥取県運動推進 担当 観光魅力づくり・ 情報発信担当	
		広域観光推進 室	
		山陰海岸ジオ パーク推進室	
	略		
福祉保健部	福祉保健課	施設機能強化係 保護係 援護係	
		企画総務室 総務担当 企画調整・ 地域福祉担 当	
	略		
	子ども発達支援課		
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 高 齢者地域支援係 介護保 険担当 高齢者施設福祉 係	
子育て	子育て応援室	子育て王国推進担当 保 育・幼児教育担当 母子 保健担当	

進局	青少年・家庭課	青少年担当 DV・ひとり親福祉担当 児童養護担当	
	子ども発達支援課		
	健康医療局	健康政策課	健康づくり文化創造担当
			がん・生活習慣病対策室
			感染症・新型インフルエンザ対策室
	医療政策課	医療政策担当	
医療指導課	医療人材確保室		
医療指導課	保険医療指導担当 国民健康保険係 薬事担当		
生活環境部	略		
	公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当 全国都市緑化フェア担当	
	略		
略			
商工労働部	商工政策室	総務担当 調査企画担当 キャビネット担当	
	経済通商総室	略	
	略		
略			

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

支援総室	家庭福祉室	DV・ひとり親福祉担当 児童養護担当
	医療政策課	医療政策担当 看護担当
		医師確保推進室
	医療指導課	保険医療指導担当 国民健康保険係 薬事担当
健康政策課		がん・生活習慣病担当 健康づくり文化創造担当
		感染症・新型インフルエンザ対策室
生活環境部	略	
	公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当
	略	
略		
商工労働部	商工政策室	
	経済通商総室	企画調査室
	略	
略		

(統轄監各課の所掌事務)

第6条の2 統轄監各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 行政運営の総合調整に関すること。
- (2) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞ほうしょうに関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 知事公邸の管理に関すること。
- (5) 行幸啓その他皇室に関すること。
- (6) 庁内儀式に関すること。

未来戦略課

- (1) 略
- (2) 県の重点施策の推進の総括に関すること。
- (3) 略
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 統轄監の秘書に関すること。
- (7) 局の連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) その他局内他課の所掌に属しないこと。

広報課

- (1)～(3) 略

- (4) 略

県民課

- (1) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 陳情、要望等の処理に関すること。
- (3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。
- (4) 住民自治の支援に関すること。
- (5) 県民参画基本条例に関すること。
- (6) 情報公開に係る事務の総括に関すること。

- (7) 県庁内図書室の管理運営及び職員の情報収集・活用能力向上の支援に関すること。
- (8) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
- (10) 統轄監、総務部及び行政監察監の連絡調整に関すること。
- (11) 統轄監、総務部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課（鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課をいう。以下同じ。）の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 統轄監内、総務部内及び行政監察監内の研修に関すること。
- (13) その他他課の所掌に属しないこと。

県政推進課

- (1) 略
- (2) 次世代改革の推進に関すること。
- (3) 略

広報課

- (1)～(3) 略
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 略

(7) 個人情報保護に係る事務の総括に関するこ
と。

(8) 行政手続に係る事務の総括に関するこ
と。

鳥取力創造課

(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団
体等の団体と連携した地域づくりの推進に関する
こと。

(2) ボランティア等の社会参加活動の推進及び総
合調整に関するこ
と。

(3) 特定非営利活動法人に関するこ
と。

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の3 危機管理局各課の所掌事務は、次のとお
りとする。

危機管理政策課

(1) 危機管理に係る企画及び総合調整に関するこ
と。

(2) 略

(3) 略

(4) 局の予算経理及び庶務に関するこ
と(会計局
審査出納課及び庶務集中局集中業務課(鳥取県会
計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)
第2条の規定により設置された会計局審査出納課
及び庶務集中局集中業務課をいう。以下同じ。)
の所掌に属するものを除く。)

(5) 略

危機対策・情報課

(1)及び(2) 略

(3) 原子力災害対策に関するこ
と。

(4) 災害危機情報に関するこ
と。

(5) 消防・防災に係る情報システムに関するこ
と。

(6) 略

消防防災課

(1) 地域の危機対応力の向上に関するこ
と。

(2) 消防事務に関するこ
と。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 消防防災航空センター及び消防学校に関する
こ
と。

(防災局各課の所掌事務)

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりと
する。

防災課

(1) 災害対策の総括に関するこ
と。

(2) 原子力災害対策の総括に関するこ
と。

(3) 略

(4) 消防・防災に係る情報システムに関するこ
と。

(5) 消防防災航空センターに関するこ
と。

(6) 略

(7) 局の予算経理及び庶務に関するこ
と(会計局
審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属
するものを除く。)

(8) 略

危機管理課

(1)及び(2) 略

(3) 略

消防課

(1) 県の消防事務に関するこ
と。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 消防学校に関するこ
と。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 行政運営の連絡調整に関すること。
- (2) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 知事公邸の管理に関すること。
- (5) 行幸啓その他皇室に関すること。
- (6) 庁内儀式に関すること。
- (7) 県庁内図書室の管理運営及び職員の情報の収集・活用能力向上の支援に関すること。
- (8) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
- (10) 未来づくり推進局、総務部及び行政監察監の連絡調整に関すること。
- (11) 未来づくり推進局、総務部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。)
- (12) 未来づくり推進局内、総務部内及び行政監察監内の研修に関すること。
- (13) その他他課の所掌に属しないこと。

財政課

(1)~(4) 略

政策法務課 略

税務課～行財政改革局人事企画課 略
行財政改革局業務効率推進課

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

財政課

(1)~(4) 略

(5) 部の連絡調整に関すること(総務課及び業務効率推進課の所掌に属するものを除く。)

(6) その他部内他課の所掌に属しないこと。

政策法務課 略

県民課

(1) 民意を県政に反映させるための施策の企画及び調整に関すること。

(2) 陳情、要望等の処理に関すること。

(3) 県政に対する提案、意見、苦情等の処理に関すること。

(4) 情報公開に係る事務の総括に関すること。

(5) 個人情報保護に係る事務の総括に関すること。

(6) 行政手続に係る事務の総括に関すること。

(7) 住民自治の支援に関すること。

税務課～行財政改革局人事企画課 略
行財政改革局業務効率推進課

(1)~(4) 略

(5) 局の連絡調整に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)。
 行財政改革局財源確保推進課～人権局人権・同和対策課 略
 (企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1) 略

(2) 県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること(未来戦略課の所掌に属するものを除く。)

(3)~(7) 略

教育・学術振興課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

新生公立大学設立準備室～地域づくり支援局自治振興課 略

地域づくり支援局中山間振興・定住促進課

(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。

(2) 県外からの移住定住の促進に関すること。

地域づくり支援局交通政策課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) 略

(5) 部の連絡調整に関すること(組織及び人事に関することに限る。)。
 (6) 局の連絡調整に関すること。

行財政改革局財源確保推進課～人権局人権・同和対策課 略
 (企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1) 略

(2) 県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること(県政推進課の所掌に属するものを除く。)

(3)~(7) 略

青少年・文教課

(1) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

新生公立大学設立準備室～地域づくり支援局自治振興課 略

地域づくり支援局移住定住促進課
県外からの移住定住の促進に関すること。
地域づくり支援局中山間地域振興課
過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。

地域づくり支援局協働連携推進課

(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。

(2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。

(3) 特定非営利活動法人に関すること。

地域づくり支援局交通政策課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

<p>福祉保健課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 福祉専門職員等の人材育成及び専門性向上に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 福祉事務所及び保健所に関すること。</u></p> <p><u>(20) 略</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p>障がい福祉課 略</p>	<p>福祉保健課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 地域福祉の推進に関すること。</u></p> <p><u>(7) 民生委員に関すること。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 福祉事務所、保健所及び福祉人材研修センターに関すること。</u></p> <p><u>(21) 略</u></p> <p><u>(22) 略</u></p> <p><u>(23) 略</u></p> <p>障がい福祉課 略</p> <p>子ども発達支援課</p> <p><u>(1) 障害児福祉に関すること。</u></p> <p><u>(2) 知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に関すること。</u></p>
<p>長寿社会課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 養護老人ホーム及び福祉人材研修センターに関すること。</u></p> <p><u>(6) 地域福祉の推進に関すること。</u></p> <p><u>(7) 民生委員に関すること。</u></p>	<p>長寿社会課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 養護老人ホームに関すること。</u></p> <p>子育て支援総室</p> <p><u>(1) 少子化対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) 児童福祉（障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p><u>(3) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。</u></p> <p><u>(4) 私立幼稚園に関すること。</u></p> <p><u>(5) 児童扶養手当に関すること。</u></p> <p><u>(6) 児童手当等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。</u></p> <p><u>(8) 児童虐待防止に関すること。</u></p>

子育て王国推進局子育て応援課

- (1) 少子化対策に関すること。
- (2) 児童福祉（障害児福祉に係るものを除く。）に関すること。
- (3) 私立幼稚園に関すること。
- (4) 保育専門学院及び鳥取砂丘こどもの国に関すること。
- (5) 児童手当等に関すること。
- (6) 母子保健に関すること。
- (7) 結核児童の療育に関すること。
- (8) 母体保護及び受胎調節に関すること。
- (9) その他局内他課の所掌に属しないこと。

子育て王国推進局青少年・家庭課

- (1) 青少年施策の推進に関すること。
- (2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) ひとり親及び寡婦の福祉に関すること。
- (4) 児童扶養手当に関すること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (6) 児童虐待防止に関すること。
- (7) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所及び児童自立支援施設に関すること。

子育て王国推進局子ども発達支援課

- (1) 障害児福祉に関すること。
- (2) 知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に関すること。

- (9) 母子保健に関すること。
- (10) 結核児童の療育に関すること。
- (11) 母体保護及び受胎調節に関すること。
- (12) 福祉相談センター、児童相談所、婦人相談所、児童自立支援施設、保育専門学院及び鳥取砂丘こどもの国に関すること。

医療政策課

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関すること（医療指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 医師、歯科医師等医療関係者に関すること。
- (3) 地域の医療の連携に関すること。
- (4) 自治体病院等の医師確保対策に関すること。
- (5) 看護師等養成施設及び歯科衛生専門学校に関すること。

医療指導課

- (1) 医療監視及び医療の安全の確保に関すること。

- (2) 老人医療費に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会の指導監督に関する
こと。
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に
関すること。
- (6) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指
導及び取締りに関すること。
- (7) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関するこ
と。

健康政策課

- (1) 難病に関すること。
- (2) 健康増進対策に関すること。
- (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に
関すること。
- (4) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (5) 生活習慣病の対策に関すること。
- (6) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防
に関すること。
- (7) ハンセン病に関すること。
- (8) 精神保健福祉センターに関すること。

健康医療局健康政策課

- (1) 健康増進対策に関すること。
- (2) がん対策に関すること。
- (3) 感染症（結核を含む。）その他の疾病の予防
に関すること。
- (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に
関すること。
- (5) 栄養の改善及び指導に関すること。
- (6) ハンセン病に関すること。
- (7) 精神保健福祉センターに関すること。
- (8) 生活習慣病対策に関すること。
- (9) 難病対策に関すること。
- (10) その他局内他課の所掌に属しないこと。

健康医療局医療政策課

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に
関すること（健康医療局医療指導課の所掌に属する
ものを除く。）。
- (2) 医師、歯科医師等医療関係者に関すること。
- (3) 地域の医療の連携に関すること。
- (4) 医療人材確保対策に関すること。
- (5) 看護師等養成施設及び歯科衛生専門学校に
関すること。

健康医療局医療指導課

- (1) 医療監視及び医療の安全の確保に関するこ

と。

(2) 老人医療費に関すること。

(3) 国民健康保険に関すること。

(4) 国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関すること。

(6) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。

(7) 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～景観まちづくり課 略
公園自然課

(1)～(9) 略

(10) 全国都市緑化とっとりフェアに関すること。

砂丘事務所～くらしの安心局住宅政策課 略

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策室

(1) 略

(2) 商工労働施策の企画及び調整に関すること。

(3) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

経済通商総室

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

雇用人材総室及び産業振興総室 略

（生活環境部各課の所掌事務）

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～景観まちづくり課 略
公園自然課

(1)～(9) 略

砂丘事務所～くらしの安心局住宅政策課 略

（商工労働部各課の所掌事務）

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策室

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

経済通商総室

(1) 商工労働施策の企画及び調整に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。

(11) 略

(12) 略

雇用人材総室及び産業振興総室 略

(職制及び職務)

第16条 鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

未来づくり推進局	未来づくり推進局長
危機管理局	危機管理局長
略	

2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行うものである。

3 部局長等は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、部局等の所掌事務をつかさどるものである。

4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものである。

5 危機管理局長は、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさどる。

6 略

7 略

8 略

9 課の内部組織(担当、災害情報センター、主計員及び東京本部の内部組織を除く。)にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

10 略

11 略

12 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、開示請求に対する決定等に	県民課

(職制及び職務)

第16条 鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

統轄監	統轄監
防災局	防災監
略	

2 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うものである。

3 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものである。

4 防災監は、県内の防災及び県民の安全に係る危機管理の総合調整に関する事務を併せてつかさどる。

5 略

6 略

7 略

8 課の内部組織(担当及び主計員を除く。)にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。

9 略

10 略

11 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関

	係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務				
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに開示決定等に係る不服申立て等についての審議に関する事務	県民課			
	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	地域づくり支援局自治振興課			
鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	危機管理政策課	鳥取県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	防災課
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に	危機対策・情報課	鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に	危機管理課

<p>鳥取県救急搬送高度化推進協議会</p>	<p>消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>消防防災課 （健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。） 健康医療局 医療政策課 （傷病者の受入れに関することに限る。）</p>
<p>鳥取県救急搬送高度化推進協議会</p>	<p>消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>消防課（医療政策課が担当する事務を除く。） 医療政策課 （傷病者の受入れに関することに限る。）</p>
<p>鳥取県情報公開審議会</p>	<p>鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務</p>	<p>県民課</p>
<p>鳥取県個人情報保護審議会</p>	<p>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに開示決定等に係る不服申立て等についての審議に関する事務</p>	<p>県民課</p>
	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知</p>	<p>地域づくり支援局自治振興課</p>

					に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務
略			略		
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育・学術振興課（子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。） 子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	青少年・文教課
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）	鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	青少年・文教課（子育て支援総室が担当する事務を除く。） 子育て支援総室（私立幼稚園に関することに限る。）
略			略		
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	子育て王国推進局青少年・家庭課			
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項	健康医療局健康政策課			

染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	の規定による感染症の患者、無症状病原体保有者又はその保護者に対する就業の制限の通知並びに感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者又はその保護者の医療費の県負担の申請に関し必要な事項の審議及び知事に対する意見の具申に関する事務				
鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康医療局 医療政策課	鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	医療政策課
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務		鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康医療局 医療指導課	鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課
鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（県内の市町村及び鳥取県後期高齢者		鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（県内の市町村及び鳥取県後期高齢者	

	医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務
略	

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

(1)及び(2) 略

(3) 人権施策の推進に関すること。

(4) 略

(5) 略

県民局県民課

(1)~(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

県民局農商工連携チーム 略

	医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務	
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第24条第3項の規定による感染症の患者、無症状病原体保有者又はその保護者に対する就業の制限の通知並びに感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者又はその保護者の医療費の県負担の申請に関し必要な事項の審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康政策課
略		

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

県民局県民課

(1)~(4) 略

(5) 人権施策の推進に関すること。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

県民局農商工連携チーム 略

第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課 略
 県民局産業雇用課
 (1)及び(2) 略

県民局県民活動課
 (1)～(9) 略
(10) 観光の振興に関すること。
 県民局農商工連携チーム 略

第3節 危機管理局の所管に属する機関

第3款 身体障害者更生相談所

(名称、位置及び所管区域)
第53条 略

(所掌事務)
第54条 略

第4款 知的障害者更生相談所

(名称、位置及び所管区域)
第55条 略

(所掌事務)
第56条 略

第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民局企画総務課 略
 県民局産業雇用課
 (1)及び(2) 略
(3) 観光の振興に関すること。
 県民局県民活動課
 (1)～(9) 略

県民局農商工連携チーム 略

第3節 防災局の所管に属する機関

第3款 福祉人材研修センター

(名称及び位置)
第53条 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第11号)第2条の規定により設置された福祉人材研修センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立福祉人材研修センター	鳥取市

(所掌事務)
第54条 福祉人材研修センターは、社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るための事務を所掌する。

第4款 身体障害者更生相談所

(名称、位置及び所管区域)
第55条 略

(所掌事務)
第56条 略

第5款 知的障害者更生相談所

(名称、位置及び所管区域)
第57条 略

(所掌事務)
第58条 略

第5款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第57条 略

(所掌事務)

第58条 略

第6款 障害者体育センター

(名称及び位置)

第59条 略

(所掌事務)

第60条 略

第6款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第59条 略

(所掌事務)

第60条 略

第7款 障害者体育センター

(名称及び位置)

第61条 略

(所掌事務)

第62条 略

第8款 知的障害児施設

(名称及び位置)

第63条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立皆成学園	倉吉市

(所掌事務)

第64条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の独立自活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特有な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)

第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び発達障がい者支援センターを置く。

第9款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設

(名称、位置及び種別)

第66条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設

置された肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	倉吉市	

(所掌事務)

第67条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

2 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第68条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。

鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	企画外来係 通園係 地域支援係
鳥取県立中部療育園	

第7款 養護老人ホーム

(名称及び位置)

第61条 略

(所掌事務)

第62条 略

第8款 福祉人材研修センター

(名称及び位置)

第10款 養護老人ホーム

(名称及び位置)

第69条 略

(所掌事務)

第70条 略

第71条及び第72条 削除

第63条 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）第2条の規定により設置された福祉人材研修センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立福祉人材研修センター	鳥取市

（所掌事務）

第64条 福祉人材研修センターは、社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るための事務を所掌する。

第9款 保育専門学院

（名称及び位置）

第65条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第16号）第2条の規定により設置された保育専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立保育専門学院	倉吉市

（所掌事務）

第66条 保育専門学院は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。

（内部組織）

第67条 保育専門学院に教務部を置く。

第10款 鳥取砂丘こどもの国

（名称及び位置）

第68条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市

（所掌事務）

第69条 鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや

遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するための事務を所掌する。

(設置)
第70条 略

(所掌事務)
第71条 略

(内部組織)
第72条 略

(名称、位置及び所管区域)
第73条 略

(所掌事務)
第74条 略

(内部組織)
第75条 略

(名称、位置及び所管区域)
第76条 略

(所掌事務)
第77条 略

(設置)
第78条 略

(所掌事務)
第79条 略

(内部組織)
第80条 略

(設置)
第73条 略

(所掌事務)
第74条 略

(内部組織)
第75条 略

(名称、位置及び所管区域)
第76条 略

(所掌事務)
第77条 略

(内部組織)
第78条 略

(名称、位置及び所管区域)
第79条 略

(所掌事務)
第80条 略

(設置)
第81条 略

(所掌事務)
第82条 略

(内部組織)
第83条 略

第15款 保育専門学院

(名称及び位置)

第84条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第16号)第2条の規定により設置された保育専門学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
----	----

鳥取県立保育専門学院 | 倉吉市

(所掌事務)

第85条 保育専門学院は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。

(内部組織)

第86条 保育専門学院に教務部を置く。

第16款 鳥取砂丘こどもの国

(名称及び位置)

第87条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)第2条の規定により設置された鳥取砂丘こどもの国の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	鳥取市

(所掌事務)

第88条 鳥取砂丘こどもの国は、自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するための事務を所掌する。

第15款 知的障害児施設

(名称及び位置)

第81条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立皆成学園	倉吉市

(所掌事務)

第82条 知的障害児施設は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 知的障害のある児童の入所による保護に関すること。
- (2) 知的障害のある児童の独立自活に必要な知識技能の習得に関すること。
- (3) 自閉症等の特異な発達の障害がある者に対する専門的な支援に関すること。

(内部組織)

第83条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び発達障がい者支援センターを置く。

第16款 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設

(名称、位置及び種別)

第84条 社会福祉施設設置条例第2条の規定により設置された肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の名称、位置及び種別は、次のとおりである。

名称	位置	種別
鳥取県立総合療育センター	米子市	肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	肢体不自由児施設
鳥取県立中部療育園	倉吉市	

(所掌事務)

第85条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を所掌する。

2 重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う事務を所掌する。

(内部組織)

第86条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。

鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部
鳥取県立鳥取療育園	企画外来係 通園係 地域支援係
鳥取県立中部療育園	

(名称及び位置)

第87条 略

(名称及び位置)

第89条 略

(所掌事務) 第88条 略	(所掌事務) 第90条 略
(内部組織) 第89条 略	(内部組織) 第91条 略
(名称及び位置) 第90条 略	(名称及び位置) 第92条 略
(所掌事務) 第91条 略	(所掌事務) 第93条 略
(名称及び位置) 第92条 略	(名称及び位置) 第94条 略
(所掌事務) 第93条 略	(所掌事務) 第95条 略
(内部組織) 第94条 略	(内部組織) 第96条 略
(名称、位置及び所管区域) 第95条 略	(名称、位置及び所管区域) 第97条 略
(所掌事務) 第96条 略	(所掌事務) 第98条 略
(内部組織) 第97条 略	(内部組織) 第99条 略
(設置) 第98条 略	(設置) 第100条 略
(所掌事務) 第99条 略	(所掌事務) 第100条の2 略
(名称及び位置) 第100条 略	(名称及び位置) 第101条 略
(所掌事務) 第101条 略	(所掌事務) 第101条の2 略

(鳥取県庁舎管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県庁舎管理規則(昭和31年鳥取県規則第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎(これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。)に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">警察本部庁舎以外の本庁の庁舎</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>総務部長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	<u>総務部長</u>	略		<p>(庁舎管理者等)</p> <p>第1条の2 次の表の左欄に掲げる庁舎(これらの敷地で知事の管理に属するものを含む。以下同じ。)に庁舎管理者を置き、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">警察本部庁舎以外の本庁の庁舎</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>統轄監</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	<u>統轄監</u>	略	
警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	<u>総務部長</u>								
略									
警察本部庁舎以外の本庁の庁舎	<u>統轄監</u>								
略									

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第1項に規定する<u>統轄監</u>、同条例第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる部内局、課及び<u>総室内室</u>の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる部内局及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務の範囲)	(事務の範囲)

<p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 知事、副知事、<u>統轄監</u>、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</p> <p>(9) 略</p>	<p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 知事、副知事、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</p> <p>(9) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正)

2 鳥取県消防顕彰金条例施行規則(昭和44年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「防災監」を「危機管理局長」に、同条第3項中「消防課長」を「消防防災課長」に改める。

(鳥取県予算規則の一部改正)

3 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「統轄監」を「未来づくり推進局長」に、「防災監」を「危機管理局長」に改める。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

4 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部県民課」を「未来づくり推進局県民課」に改める。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

5 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「総務部県民課」を「未来づくり推進局県民課」に改める。

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

6 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部県民課」を「未来づくり推進局県民課」に改める。

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

7 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部県民課」を「未来づくり推進局県民課」に改める。

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部県民課」を「未来づくり推進局県民課」に改める。

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

9 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「企画部地域づくり支援局協働連携推進課」を「未来づくり推進局鳥取力創造課」に改め、同項第3号工中「地域づくり支援局協働連携推進課」を「鳥取力創造課」に改める。

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

10 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条」を「鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第70条」に改める。

(鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正)

11 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「医療政策課」を「健康医療局医療政策課」に改める。

(鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正)

12 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則(平成17年鳥取県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医療政策課」を「健康医療局医療政策課」に改める。

(鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正)

13 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則(平成21年鳥取県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医療政策課」を「健康医療局医療政策課」に改める。

(鳥取県会計規則の一部改正)

14 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2中「子育て支援総室」を「子育て王国推進局青少年・家庭課」に、「医療政策課」を「健康医療局医療政策課」に、「医療指導課」を「健康医療局医療指導課」に改める。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第48号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 条例第5条第2項の規定による承認の申請は、申請書に同項の承認を求める区域（以下「区域」という。）に係る次に掲げる図書及び書面を添付してしなければならない。</u></p> <p><u>（1）位置図</u></p> <p><u>（2）都市計画図</u></p> <p><u>（3）道路の種別及び幅員並びに消防水利の位置を明示した街路図</u></p> <p><u>（4）現況写真</u></p> <p><u>（5）その他総合事務所長が必要と認める書類</u></p> <p>（申請書等の提出先）</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地</td> <td style="width: 40%;">機関</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機関	略		<p>（許可等の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（申請書等の提出先）</p> <p>第14条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による知事又は総合事務所長に対する申請、通知、届出又は報告は、別表第2の左欄に掲げる建築物又は工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める機関に提出してしなければならない。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">建築物又は工作物の敷地の所在地</td> <td style="width: 40%;">機関</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	建築物又は工作物の敷地の所在地	機関	略	
建築物若しくは工作物の敷地又は区域の所在地	機関								
略									
建築物又は工作物の敷地の所在地	機関								
略									

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。